

都市緑地法施行規則の改正について

平成 19 年 1 月
都市・地域整備局公園緑地課

1. 背景

都市の緑は、ヒートアイランド現象の緩和、都市の生物多様性、良好な都市景観、生活へのうるおい、防災等において、重要な役割を有するものであるが、市街化が進展し稠密な土地利用がなされている市街地においては、都市公園の整備や街路の緑化など公的空間における緑の確保には限界があり、これらと併せて、市街地の過半を占める民有地の緑化を積極的に推進することが必要である。

この旨を受け、平成13年に、面積要件等一定の基準を満たした優良な緑化施設について市町村長が認定を行い、当該認定緑化施設について特例措置を置く制度（緑化施設整備計画認定制度）が創設されたところ。今般、昨今の認定事例の面積規模が小規模化していること等を踏まえ、緑化施設に係る認定の規模要件の緩和をすることにより、認定緑化施設の設置を更に促進し、よりきめ細やかな緑化推進を行う必要がある。このため、認定の規模要件を定める都市緑地法施行規則（以下「規則」という。）を改正し、小規模敷地の建築物まで対象を拡大する必要がある。

2. 概要

都市緑地法第60条において、緑化地域又は緑化重点地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者は、当該緑化施設に係る緑化施設整備計画を作成し、市町村長の認定を申請することができるという規定がある。また、同法第61条において、当該緑化施設整備計画の認定基準が定められており、同条第1項第1号に「緑化施設を整備する建築物の敷地面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。」という規定がある。

今般、緑化施設に係る認定の規模要件の緩和をすることにより、認定緑化施設の設置を更に促進するため、緑化重点地区（地区計画等緑化率条例による制限を受ける地域を除く。）内の緑化施設の規模に係る認定要件を1000㎡から500㎡に引き下げることとする。このため、同号を受けて当該規模要件を定める規則第20条について、緑化重点地区（地区計画等緑化率条例による制限を受ける地域を除く。）内の緑化施設の規模に係る認定要件を定める規定を「1000㎡」から「500㎡」に改めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布：平成19年3月上旬
施	行：平成19年4月1日